

平成20年11月18日

各 位

会 社 名 株式会社シャルレ
代表者名 取締役兼
代表執行役社長 林 勝哉
(コード番号 9885 大証第二部)
問合せ先 IR担当執行役 岡本 雅文
TEL (078) 792-7431

大阪証券取引所からの「改善報告書」提出請求について

本日、大阪証券取引所より下記事由にて、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に基づき、「改善報告書」の提出を求められましたので、お知らせいたします。

当社は、大阪証券取引所からの当該報告書の請求に対し、真摯に回答していく所存です。

記

・大阪証券取引所による「改善報告書」の提出請求事由

当社は、平成20年9月19日にマネジメント・バイアウト（以下「MBO」といいます。）の一環として実施される当社普通株式に対する公開買付けに対して賛同意見を表明する旨を開示いたしました。

その際「買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」（以下「公正性担保措置等」といいます。）として、当該MBOについて(1)創業者一族である取締役が買付けに関与することから、当該取締役等が関連する審議等には参加していないこと、(2)法的論点に関する説明を法律事務所から受けていること等を開示していました。

ところが、その後、第三者委員会による調査並びに当社に対する照会の結果、(1)創業者一族のアドバイザーが、社外取締役らによる利益計画の検討過程に関与・アドバイスを行っていたと評価されうる事実が存在したこと、並びに(2)当社が「株式の算定価格を低くする目的で利益計画を作成したと判断される可能性が十分ある」とする法律事務所の意見は容認できないなどと考え、意見書の正本を受領しなかった事実を認めるに至りました。

よって、上記意見表明の際の開示内容は、MBOにおける公正性担保措置等という投資判断上、重要な事項について投資者に誤解を生じさせるものであり、当社の適時開示体制の重大な不備に起因するものであり、不適正な開示等であり、当社の開示体制に改善の必要性が高いものと認められるため、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第23条第1項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書を平成20年12月2日までに提出するよう求められたものです。

以 上